

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国会法第二百二十四条の規定により懲罰委員会に付された者が懲罰を科せられた場合における歳費の一

部不支給

一 国会法第二百二十四条の規定により懲罰委員会に付された者がこれによって懲罰を科せられた場合において、当該者が受ける歳費のうち、当該者について、次の①から③までのいずれかの場合に該当するときにあつては当該懲罰が宣告された日（以下「宣告日」という。）の翌日（以下「起算日」という。）から当該①から③までの日（次の①から③までのうち二以上の場合に該当する場合には、当該①から③までの日のいずれか早い日）まで、次の①から③までの場合のいずれにも該当しないときにあつては起算日から起算日の属する国会の会期の終了日まで（以下「対象期間」という。）に係るものについては、対象期間に係る歳費の額に相当する額に百分の四十を乗じて得た額に相当する額は、支給しないこと。ただし、当該者について同条の規定により懲罰委員会に付された日から起算日までの間に次の①から③までのいずれかの場合に該当した場合又は宣告日が国会の会期の終了日である場合は、この限りでないこと。

- ① 起算日の属する国会の会期の終了日までの間に当該者が当該者の属する議院の会議又は委員会への出席（これに相当するものとして両議院の議長が協議して定める行為を含む。以下「会議への出席等」という。）をした場合 当該者が起算日の翌日以後最初に会議への出席等をした日の前日
- ② 起算日の属する国会の会期の終了日までの間に当該者が会議への出席等をしないことについての正当な理由が生じたとき当該者の属する議院の議長が認めた場合 起算日の翌日以後最初に当該正当な理由が生じたとき認められる日の前日
- ③ 起算日の属する国会の会期の終了日までの間に当該者が死亡した場合 当該者が死亡した日の前日

（第七条の二第一項関係）

- 二 対象期間の初日が月の初日であるとき又は対象期間の末日が月の末日であるとき以外のときにおいては、対象期間の初日又は末日が属する月において一の者が受ける歳費のうち対象期間に係るものの額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算すること。（第七条の二第二項関係）

## 第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附則関係）